ほぼ週刊コラム　Partnership論　その１７０

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』の振り返りと準備**

**第十八回勉強会（**[**年表**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)**項目1１：check the box rule (1996））の準備（４）：**

**年末恒例、GDP推移グラフ、その他**

20151224　rev.1　齋藤旬

**今年もあと僅か。ということで恒例の「GDP推移update」とその他色々をお届けする。**その他としては、「tax expenditure補足」「check the box rule関連」などを予定している。では、GDP推移updateから：

一言「世界経済社会に起きている根本的変化に気づかず、従来のcorporate経済しか出来ないでいるニッポン」と述べるだけにしておこう。

**「tax expenditure補足」もしておく**。米議会調査部（CRS）が今年4月30日に発行した論文：[Tax Expenditures: Overview and Analysis](https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R44012.pdf)、これの8頁にあるグラフを次頁に示した。1974年にtax expenditure見積もりが義務化されて以来、現在までの米連邦政府の直接歳出（direct spending）と租税支出（tax expenditure）をグラフにしたもの。



1兆ドル

　日本の用語に習って、mandatory spendingを特別会計、discretionary spendingを一般会計と、また、tax expenditureを租税支出と、言い表すことにする。租税支出が出現した1974年以降の米連邦政府予算についてほぼ40年間分を一覧にしたこのグラフは、[コラム１６７](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2015/20151204%20W167%20tax%20expenditure/20151204%20W167%20tax%20expenditure%20rev1.doc)で示した1984-2014のグラフと違い、一般会計が軍需と非軍需に分解されている。

* オバマ政権が2009年に始まって以降、一般会計は軍需だけでなく非軍需も減らされている。tax expenditure（租税支出）多用が際立っている。これがARRA2009（米国再生再投資法）の特徴。
* tax expenditure（租税支出）を計測することが始まった当初から既に、その額が一般会計の額と同等規模であったことが分かる。
* 特別会計はリーマンショック等を除きほぼ単調に増加していることが分かる。

**最後に「check the box rule関連」を述べる**。[コラム３９](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2013/20130322%20W12%201996%20Dec%2017th%20Check%20the%20Box%20enacted/20130322%20W12%201996%20Dec%2017th%20Check%20the%20Box%20enacted%20rev1.docx)と[コラム１０２](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20140711%20W102%20IRS%20IBD%20related/20140711%20W102%20IRS%20IBD%20related%20rev3.doc)とに過去分があるので復習されたい。

　Check the box ruleの条文（[Corporate and Partnership taxation](http://www.amazon.com/Letter-Outline-Corporate-Partnership-Taxation/dp/0314277560/ref=sr_1_1?s=books&ie=UTF8&qid=1450930823&sr=1-1&keywords=corporate+and+partnership+taxation) 99page）は：

Regulation §§ 301.7701-2(c)(1)

　A business entity with two or more members that is not automatically classified as a corporation is classified as a partnership for Federal tax purposes, unless an election is made for the entity to be classified as a corporation.

　和訳：二人以上のmemberからなり、自動的にcorporationと分類されるものを除くbusiness entityは、連邦税務上partnershipであると分類される。ただし、corporationであるという選択がなされた場合を除く。

　また、関連してper se corporationの典型例であるPTP（publicly traded partnership）の規定条文（[Corporate and Partnership taxation](http://www.amazon.com/Letter-Outline-Corporate-Partnership-Taxation/dp/0314277560/ref=sr_1_1?s=books&ie=UTF8&qid=1450930823&sr=1-1&keywords=corporate+and+partnership+taxation) 101page）は和訳すると：

IRC§7704(a)：publicly traded partnership は原則としてcorporationとして分類される。

IRC§7704(b)：publicly traded partnershipとは、その持分（持率）が、確立した証券市場において売買されるpartnership、または、その持分（持率）が二次的市場（または実質上それと等価な市場）において売買が可能となりつつあるpartnershipのことをいう。[[1]](#footnote-1)

**今週は以上。次号発行は1月8日か1月15日の予定。ご期待ください**。

なお、当勉強会は今年度で、即ち来春で、予定していた二年間を終えますが、各方面からもご好評を頂きまして来年度も引き続き行う予定で準備を進めております。基礎知識を持った方にはディスカションの場やご発表の場を、また、これから基礎知識を得たい方にもそれなりに役に立つような場にならないか、今、色々と模索しています。準備が出来次第アナウンスいたしますので、このWeb Siteに今までROMで密かに参加して頂いた方も「今度は直接出向いて参加しよう」とご準備なさって下さい。コーヒーやお茶を飲みながら、毎月第四金曜日の午後のひととき、ワイワイとやってみませんか？

さて、今年もおつきあいくださりありがとうございました。来年も宜しくお願いいたします。皆様良いお年をお迎えください。

1. A “publicly traded partnership” is a partnership whose interests are traded on an established securities market or are readily tradable on a secondary market (or the substantial equivalent thereof). [↑](#footnote-ref-1)